

鹿屋市職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令

鹿屋市職員の人事評価に関する規程（平成29年鹿屋市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（鹿屋市職員の定年等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第36号）第12条の規定により採用された職員をいう。）又は同条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。